

第十五回国会
閉会後の
参議院緊急集会文部委員会會議録第一号

昭和二十八年三月十八日(水曜日)午後
二時一分開会

委員氏名

委員長 若木 勝蔵君
理事 川村 松助君
理事 木村 守江君
理事 梅原 眞隆君
理事 堀越 儀郎君
理事 郡 祐一君
理事 白波瀬 米吉君
理事 松平 勇雄君
理事 山田 佐一君
理事 油井 賢太郎君
理事 高橋 道男君
理事 西田 天香君
理事 山本 勇造君
理事 梅津 錦一君
理事 矢嶋 三義君
理事 相馬 助治君
理事 棚橋 小虎君
理事 櫻内 辰郎君
理事 木内 幸次君
理事 岩間 正男君

出席者は左の通り。
委員長 若木 勝蔵君
理事 川村 松助君
理事 木村 守江君
理事 堀越 儀郎君
委員 郡 祐一君
委員 山田 佐一君
委員 高橋 道男君
委員 山本 勇造君

國務大臣

文部大臣 岡野 清策君

政府委員

文部省初等中等教育局長 田中 義男君
文部省大学学術局長 稲田 清助君

事務局側

常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 会専門員 工業 英司君
常任委員 会専門員 工務 英司君

説明員

大蔵省主計局次長 正示啓次郎君

今日の会議に付した事件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○義務教育費国庫負担法に関する件

○委員長(若木勝蔵君) ではこれより本日の委員会を開催いたします。
先ず第一に国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
提案の理由を聞くことにいたします。

○國務大臣(岡野清策君) 只今議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。
先に第十五国会に国立学校設置法の一部を改正する法律案を政府から提出して御審議を願いましたが、成立に至らずして衆議院は解散せられました。ところで先の法律案に掲げました事項

のうち、新年度開始に当り直ちにその実施をしなければならぬものは、学年進行に伴うものであります。即ち、すでに前年度以前に開設した学部学科等の年次計画に基く職員定員の増加と、新制大学切換の年次計画に基く大学院の開設に関するものであります。本年四月一日以降当然に進級して来る学生の教育を支援せざるを得ないために、緊急に法的及び予算的措置を要するものであります。そこで政府は当面必要なこれらの措置について暫定予算に所要経費を計上すると共に、この法律案を提出した次第であります。
どうか慎重に御審議の上速かに御賛同下さいませようお願い申し上げます。

○政府委員(稲田清助君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案の概要を補足して御説明申し上げます。

この法律案の内容は、先に政府が第十五国会に提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案の内容のうち、最も緊急を要する学年進行による大学院の開設と国立大学に置かれる職員の定員増の二つを取上げたものであります。

改正の第一点は、国立学校設置法の第三条の二を第三条の三とし、新たに第三条の二に国立大学に置く大学院の開設を規定いたしました。大学院を置く大学は、北海道大学、東北大学、東京大学、東京教育大学、東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、広島大学及び九州大学の十二の大学であります。

改正の第二点は、別表第一の改正であります。国立大学に置かれる職員の定員増による改正であります。改正後の定員は六万一千三百三十九名で前年度に比し五百二十七名の増となつております。五百二十七名の内訳は、大学院の開設によるもの百名、昨年度以前に設置した学部、学科、短期大学及び附属学校等の学年進行によるもの四百二十七名であります。
次に附則の第一項において、この法律の施行期日を昭和二十八年四月一日といたしておりますが、これは、学年進行によつて大学院及び関係の学部学科等の上級学年に当然学生が進学してくるためであります。

最後に附則の第二項は、行政機関職員定員法の改正であります。これは国立学校設置法の別表第一の改正による、文部省職員の定員の改正に伴うものであります。

○委員長(若木勝蔵君) それでは次に義務教育費国庫負担法に関する緊急質問を議題といたします。

○矢嶋三義君 法律第三十三号義務教育費国庫負担法は、その附則の第一項によつて、昭和二十八年四月一日から施行することになっておりますが、政府は本法を四月一日から実施する決意をなさる、準備を進行中と考へるのではありませんか、その点は如何でございますか。

○國務大臣(岡野清策君) お答えいたします。その通りでございます。

○矢嶋三義君 次に伺います。義務教育費国庫負担法の第三条によれば「義務教育の教材に要する経費の一部を負担する。」これについては必要な事項を政令で定め、その政令に基いて教材に要する経費の一部を負担することになっておりますが、その政令は如何なさいませうか。現在作業中でありませうか。それとも政令をこしらへることなく、如何なる方途によつて四月一日から実施されようと思ひますか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) 教材費の配分につきましては、御承知のように国庫負担法におきまして、政令を以てその配分基準等を定めることに相成つております。而もその基準は生徒数等を基準にしなければならぬことになつておりますので、従つてその法律の通りに政令を定めるために只今作業を進めております。その内容といたしましては、大体標準規模の学校を想定いたしまして、例えば小学校で申しますならば六百人の十二級、中学校で申しますならば四百五十人の九級、それらを標準規模の一応学校と想定をいたしまして、そしてそれらの学校に教育的な見地からどうしても必要であるといたしますその教材を調べ上げまして、それを抽出いたしまして、そうしてそれを一年間に減価償却をいたしますその費用を算定をいたしまして、そうしてそれに基いて更に小さい規模の学校、或いは更に大きい規模の学校等にそれら補正をいたしまして、そうして必要な額を算定をいたしまして

学校に配分して行くようにいたしました。かように考えておるのでございまして、なおその算定の基準につきまして、大よそ標準規模の学校の……。

○矢嶋三義君　結構です。次にお伺いします。

○政府委員(田中義男君) よろしうございますか。

○矢嶋三義君 法三百三三号の第三氣の二項に基く政令の作業中と答弁をされますが、いつできるかということを伺つておるのであります。

○政府委員(田中義男君) これは只今準備中でございますから、無論配付をいたしますまでには当然作るべきものだと思います。早く早く、四月迄でございまして成るべく早く、四月迄付時期に間に合うようにいたしますと考えて只今準備を進めております。

○矢嶋三義君 これは政令を設けて、

その政令に基いて予算というものを算出して予算要求の折衝をすべきものでないでしようか。それともあんなにだたは予算がきまつて後に、その予算枠内に合うように政令をこしらえよとされてゐるのか、その点の御見解を、これは大臣からお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清麿君) 一部のこ
でございまして、今度取りました予算
よつて大体しようと思つて、その前
額國庫負担を出しましたときに十九
取つておいたはずでございます。そ
十九億を基準にしまして、そのうち
ら二カ月分、その二カ月分を如何に
けるかといふことになつて思ひます
○矢嶋三義君 それはこの法律第三
三号を四月一日から実施すべく準備
であると大臣は答弁されたのでござ
います、この第三条に基く教材費に

いては、その年間規模というものは先般の国会で提出された予算案に盛れたあの十九億、こういう規模を考ておられると、こういうように了承てよろしいですか。

○國務大臣(岡野清藏) 從承知の
りに不足ではございますけれども
又予算が参議院へ廻りまして審議中
解散になりました成立しなかつたの
ございますが、衆議院といたしまし

○矢嶋三義君 義務教育学校職員法
は一応二十八年度の予算といはれま
て十九億で通つておりますから、こ
線で行くのが一番穩当ではないかと
考へております。

なるものはすでに完全に消滅して現
残つておるものはこの義務教育費国
負担法、法律第三百三三号だけです。而
これは四月一日から施行ということ
なっております。政府も又その施行

決意して準備中だと言われるのでありますが、そうなりますと、この法律三百三号が成立した当時に、要領書添えての審査報告書ですね、この附事項を決議しているのでございます。

が、これらを如何ように活かされたいと思はれておるか、その点承りたいたいと思ひます。なかつたらここに書類がございます。政府は如何なる態度を呈しておられるか。

○政府委員(田中義男君) 一応御意の通りに二十八年度の財政規模としては、政府において……。

目
思
う
の
で
す
が
、
如
何
よ
う
に
作
業
中
の
か
、
教
材
費
は
三
十
億
と
決
議
さ
れ
す
ね
、
政
府
は
そ
う
い
う
点
尊
重
さ
れ
さ
れ
な
い
か
。

○政府委員(田中義男君) 当局としたしましては、取りあえずこの暫定予算の編成に当りましては、一応二十八年度の財政規模もきまりました上で国会の解散にあひまして、そうして二カ月の暫定予算に因りて、次第でございまして、

すので、従つて全然事情は異なりま
すけれども、ともかく十九億という一
の財政規模におきまして線が出てお
つたのでございますから、従つて暫定
措置として十九億を一応確保したわけ

ありましたけれども、併し私どもとしては次の機会におきまして当然新たな問題として教材費につきましても考へべき問題でございますし、なお国会

ましたその精神に闘つて更に努力すつもりでございます。

○矢嶋三義君　政局というものはいかに如何ように変化するか予測したいと思つて居ります。かかるが故に政府は

しては当然この法律第三条に基く政令の準備も、更にはそこに附帯決議さ
ておる点についても、立法府を尊重
て十分の準備をなさるべきであつた。

すが、それらについて現在文部大臣
 どういうふうにお考えになつており
 するか、お伺いいたします。

○國務大臣(岡野清濤君) お答え申
 します。御承知の通り、國といた

ましては、前国会におきまして全額国負担という意味で学校職員法を作り、そして、そうしてあれに猛進しておつわけでございます。お説の通りに明

て、そうして解散になつたわけでございます。でございますから、私どももまたしましては、一応とにかくこの二十

年度予算 政府が出しました予算措置
というものを基礎にしまして、そうし
てこれでやつて行こう、尤もあの際
の
予算といましては十九億は少し少
いという考えは我々持つております
か、平衡交付金を交付しない都道府
県

に對してやるようになるその財政措置をする際に考えようという下心である。併し只今ではそういうことは次の内閣がやることでございまして、私としては

十分なる言實を以て申上げるわけには参りませんが、今までの考えといつてましてはそういう考えでやつておる。併しあの二十八年度予算としては教員費は十九億出してゐる。これを基礎に

しましてその六分の一というような意味で計上してこの際はやつて行きなさい、こう考えます。

○矢嶋三義君 この段階になつて、大

だ私は遺憾に思ひますのは、この義

教育費、國庫負担法が、法律第三百三十三号として成立した。同時に、要領書を附して審査報告書が出されておるわけでありませんが、これは財政上の義務教育に對する國の責任を明らかにするといふ。

ことをはつきりと明記してあるわけ
 んであります。そうして老朽危険校
 に対する改築費、或いは職災その他
 害をこうむつた校舎に対する国庫負
 担の明確化、それから教材費につ

ての金額までも明示して、そうし
あの法律が成立しておるわけであり
す。政府が立法院を尊重するならば
当然これらについて十分の準備をな
すべきである、この段階になつても

に政府は、現在ある法律はこれだけ
んですから、当然この線に沿つて努
されなくてはならない。仮に明日或

は本日夕刻三十八年度暫定予算案が編成されるにつきましても、その前提としてはやはりこれを尊重した立場において考えられて行かなければならない、組まれて行かなければならない、こういうふうには私には考えるのでござい

ますが、大臣の御所見は如何でござい
ますか。

○國務大臣(岡野清麿君) お説の通り
でございます。十分尊重しなければな
りませんけれども、一応予算が潰れて

しまいましたということ、それから衆議院でも仮に一応は通つた予算である。どこに拠り所を求めるかと申しますれば、やはり二十八年度予算としまして出しましたその十九億というもの

を基礎にしてこの際は暫定措置をしなければならん、こう私は考えております。

○矢嶋三蔵君　その点は一応そこで切りまして、次にお伺いいたします。

のは、この法律の第二条に謳つてありますところの教職員員の給与について、その実支出額の二分の一を負担する。」この実支出額是如何ように把握されておられるわけですか、それに基

○国務大臣(岡野清麿君) 私詳しいこととは存じませんので、事務当局からお答えいたさせます。

○政府委員(田中義男君) 実支出額は、当局としては文字通り実支出額と解釈いたしておりますて、言葉を換へますならば実績、かように考えます。そこで本法を四月一日から施行いたし

ますといえます。すなわち、当面当局として把握できますものは今年の一月の現員現給でございます。従つてそと

らによつて取りあへず二十八年度の予算の基礎にいたしたい、かように存しておるのをごさいます。

○矢嶋三義君 その点は大蔵当局と了解でございませうか、どうですか。

○政府委員(田中義男君) 私どもの作成いたしましたその基本については大體了承してくるものと考へております。

○矢嶋三義君 くれるものと思つてゐるでは困ると思つてゐるが、大臣、その点答弁頂きたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清濤君) 大體きまつております。

○矢嶋三義君 どういうようにきまつておりますか。

○國務大臣(岡野清濤君) それは事務当局から一つお願いいたします。

○政府委員(田中義男君) 大體……。

○矢嶋三義君 大體じやなく明確に……。

○政府委員(田中義男君) 私どもの基礎を承認してくるものになつております。

○矢嶋三義君 その給与の年間規模は幾らでございませうか。

○政府委員(田中義男君) 年間規模としては一千六百六十六億弱になると思つております。

○矢嶋三義君 その千六百六十六億弱が出たのは、先般の予算委員会が二十八

年一月末現在として教職員の現給調といふのが出ておりますが、これに基くものであります。

○政府委員(田中義男君) それに基いておるのでございませう。

○矢嶋三義君 同じく予算委員会に出された定員額及び現員現給の一覧表において本俸の単価だけで小学校に

いて九百九十五円、中学校において九百九十円の差額があるという資料を文部省は出されてゐるわけですが、この差額は地方公務員であるところの教職員の特殊性から予算化については認めるといふことに確定した、こういうふうになりました。

○政府委員(田中義男君) さうでございます。

○矢嶋三義君 文部省は二十八年度末現在において、現給を基礎として財政規模を立てるといふと、二十九年度において千六百六十六億弱、こういうふう

に述べられておられるわけですが、さういふ間規模千二百二十億と踏まれた、それとの差異を生じておるのはどういふところ

に基くかといふのが、それが一つと、それから全国教育委員会協議会が二十八年度の一月の現員現給で実績調査

した結果が千二百四十四億と出ておりますが、それとの数字の食い違いはどこに基くものか、その点承りたいと思ひ

ます。

○政府委員(田中義男君) 教育委員会

のほうの数字の基礎については、私ども

も只今深く検討した結果を持ちません

ので、お答えはちよつと困難でござい

ますが、当局において昨年予算折衝の

場合に算定をいたしまして要求いたし

ましたあの半額において約六百十億、

こういう数字と、只今申し上げました

数字との差に關しましては、これは例え

ば昇給等につきましても実は当局とし

ては少くも年間五%の昇給を見ました

ところの、例へば日直、宿直等の点につ

きまして、その他すべての点におきまして相当実績に徴しましてより以上の

の相当の幅を持つて要求を果はいたし

ておりました關係上、実績よりも相当

上廻つておつた、かように考へるので

ございまして、従つて現実の実績とな

りますと、私どもが昨年予算として要

求をいたしましたものよりも実際は下

廻つて来た、こういう結果になつてお

るのでございませう。

○矢嶋三義君 給与の規模の千五百

五億と千六百六十六億との差異はどこ

から出たか、その点お伺いします。

○政府委員(田中義男君) それは只今

申しましたような理由もございまして

う。それらの点で現実とその差異が出

て来た、さういふ御了解を頂きたいの

でございませう。

○矢嶋三義君 文部大臣にお伺いた

しますが、この法律を四月一日から起

実に施行するとなれば、東京、大阪の

ときき平衡交付金の行つていない都府

県は、それと数字の食い違いはどこに基くものか、その点承りたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) 教育委員会

のほうの数字の基礎については、私ども

も只今深く検討した結果を持ちません

ので、お答えはちよつと困難でござい

ますが、当局において昨年予算折衝の

場合に算定をいたしまして要求いたし

ましたあの半額において約六百十億、

こういう数字と、只今申し上げました

数字との差に關しましては、これは例え

ば昇給等につきましても実は当局とし

ては少くも年間五%の昇給を見ました

ところの、例へば日直、宿直等の点につ

きまして、その他すべての点におきま

しては相当実績に徴しましてより以上の

の相当の幅を持つて要求を果はいたし

ておりました關係上、実績よりも相当

上廻つておつた、かように考へるので

ございまして、従つて現実の実績とな

りますと、私どもが昨年予算として要

求をいたしましたものよりも実際は下

廻つて来た、こういう結果になつておるのでございませう。

○矢嶋三義君 給与の規模の千五百

五億と千六百六十六億との差異はどこ

から出たか、その点お伺いします。

○政府委員(田中義男君) それは只今

申しましたような理由もございまして

う。それらの点で現実とその差異が出

て来た、さういふ御了解を頂きたいの

でございませう。

○矢嶋三義君 文部大臣にお伺いた

しますが、この法律を四月一日から起

実に施行するとなれば、東京、大阪の

ときき平衡交付金の行つていない都府

県は、それと数字の食い違いはどこに

基くものか、その点承りたいと思ひ

ます。

○政府委員(田中義男君) 教育委員会

のほうの数字の基礎については、私ども

も只今深く検討した結果を持ちません

ので、お答えはちよつと困難でござい

ますが、当局において昨年予算折衝の

ら、中学校幾らでございますか。本俸の単価について言つて下さい。

○政府委員(田中義男君) 本俸については小学校一万三千三百六十円、それから中学校一万三千七百六十円。

○矢嶋三義君 これが実支出と確認した本俸の単価である、そういうわけですね。

○政府委員(田中義男君) さようでございます。

○矢嶋三義君 それではお伺いいたしますが、これと義務教育学校職員法を出された場合の二十八年の予算単価との差は幾らになっておりますか。

○政府委員(田中義男君) 二十八年度の財政計画におきましては、小学校が本俸一万一千九百七十六円、中学校が一萬三千七十四円、こういう計算でございます。

○矢嶋三義君 この俗に言えば実績であります。これを確認して二十九年の給与費の規模を立てて行く、その線に沿つて予算案を編成して行く、この文部省の答弁に相違ないかどうか主計局の次長御答弁を願います。

○説明員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。先ほど来少し前のほうで遅れまして申訳ございませんが、只今伺います通り現在の法律によりまして、実支出額の二分の一を予算に計上しておりますわけでありませぬ。

○矢嶋三義君 主計局の次長にお伺いいたしますが、先般の国会に出された義務教育学校職員法における二十八年度の予算単価というものは、その地方における特殊性というものを無視したものを出されておるわけなんです。地方公務員である教職員の勤務条件というものは、東京のお役所の

机の前で考えられるように同一ではなわけなんです。同じ教職員でも地方公務員と国家公務員である、具体的に言いますれば、大学の附属の先生の勤務条件とそれから日本津々浦々に至る地方公務員である教職員の勤務条件というものは違ふのです。そういうところから四十六都道府県それぞれ若干の給与差ができる、同時に、地方公務員と国家公務員である教職員の間に給与差が出て来たわけなんです。それは当然認めらるべきである、こういうふうには私も考えるわけでございます。先ほどの大蔵当局の御答弁はそれを裏書したものである、こういうふうには私は聞いたのでございませぬ。

○説明員(正示啓次郎君) 矢嶋先生にお答え申し上げますが、これは方針の問題でございます。私どもは政府の方針を体しまして今回は現在の法律通りの予算を組むことにいたしましたわけでございます。

○矢嶋三義君 現在の法律通りで組むとすれば、そういう実情が出て来たのは今私が説明申し上げたところから出て来ておるわけなんです。結局それを認めるということに相違ないじやございませぬか。

○説明員(正示啓次郎君) 重ねてお答え申し上げますが、一介の事務官僕でございます。私どもは政府が現在の法律によつて予算を組むという場合にはその通りいたします。新しく法律を作り、それによつて予算を組む場合にはそのようにいたすのが私どものやり方であると思つておるわけでありませぬ。

○矢嶋三義君 この法律は議員立法で

昨年の国会で成立した法律でございませぬから、従つて立法院の意向を尊重してその法律のままこのたびの予算をきめた、こういうわけでございます。

○説明員(正示啓次郎君) さようでございませぬ。

○矢嶋三義君 それではお伺いいたしますが、この法律が国会で修正議決成立した場合に、国会におきましては附帯決議というものをなしておるのでございませぬ。その附帯決議は今あなたが説明された実績を尊重確保するというのが一つである、それから次に老朽危険校舎の改築費の問題、更に戦災その他の災害をこうむつた校舎に対する国庫負担区分の問題、特にこの法律の重点というものは教材費の一部を国庫負担して、父兄の負担を軽減するといふところに相当な重点があつたのでございませぬ。従つてこの報告書によりますといふと、教材費については少くとも三十億円を必要とする数字まで出してその法律は制定して貰ふわけなんです。この点どうして尊重されなかつたか。当然私は四月一日から施行するに当つては今あなたが暫定予算でも編成されるに当つてこれを尊重して、教材費は少くとも三十億という線において、そういう予算規模において出されなければならぬと思つてございませぬが、その点次長に答弁をお願いいたします。

○説明員(正示啓次郎君) これは文部省から先ずお答え頂くのが筋かと思つたのでございませぬが、法律を尊重いたしますことにつきましては、譲々お話のございました通りでございますし、又私からもお答え申し上げます。何ら疑問はないと存するのであります。ただ

教材費がここに三十億というところを附帯決議にございませぬが、この点につきましては、文部当局並びに地方自治庁とも十分協議をいたしました結果、先般も十九億という数字を一応出したことは、矢嶋先生も御承知の通りであります。今回この数字を基礎にいたしました予算を組みました。

○矢嶋三義君 先ほどから皆さんがたが発表された数字の下に、暫定予算を編成しているのですか、もう終了しているのですか、どうですか。

○説明員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。予算の編成につきましては、御承知のように参照書類その他相当大部に互る書類の印刷が必要でございませぬ。私どもといたしましては早速徹夜もいたしました、書類の調製に努めたのでございませぬが、印刷技術の都合等で間に合いませんので誠に申訳ございませぬ。大体明日は間違いなくできるものと存じます。

○矢嶋三義君 もう間もなく終わりますが、数字について一点お伺いしておきますが、先ほど局長の答弁では、中学校の根本の単価を一万三千七百六十円と組んだ、こういう答弁がございませぬ。間違ひございませぬか。

○政府委員(田中義男君) 間違ひございません。

○矢嶋三義君 それではお尋ねいたしますが、先般予算委員会に出されました二十八年度の現給というものは一万四千六十円と資料を出されておるのですか、どういふわけでございますか。

○政府委員(田中義男君) 只今ちよつと訂正申し上げます。中学校は七は間違ひでございまして、一万三千九百と御

訂正願います。一万三千九百六十円。

○矢嶋三義君 それにしても、数日前予算委員会に出された資料に比べれば百円減額されているが、どういふわけでございますか。

○政府委員(田中義男君) 従来差上げましたのと減つておるのでございませぬ。

○矢嶋三義君 実績の二分の一というものは、単価を下げたら、実績の二分の一にならませぬよ。

○政府委員(田中義男君) 一万三千七十円、今回が一万三千九百六十円。

○矢嶋三義君 こちらに出しておるの一万四千六十円とあります。

○政府委員(田中義男君) それは更に調べて御返答申し上げます。

○矢嶋三義君 小学校は先ほど一万三千三百六十円と答弁されましたね。

○政府委員(田中義男君) 申し上げます。

○矢嶋三義君 それはこの前予算委員会に出された小学校の数字と違ひやしませんか。小学校のほうは推定現給のほうを使つて、中学校のほうは予算定額というように数字をとつてございませぬ。

○政府委員(田中義男君) 一万四千六十円と確かに先般差上げました資料には二十八年度として書いてございませぬが、この二十八年度は二十八年途中でございませぬ。従つて二十八年一月現在では、私共今申し上げたのが正確なはずでございませぬ。それで実は二十八年四月、五月の計算につきましては、大体この二十八年の一月現在を以て計算をいたします。年度末の退職者もございませぬ、なお新規採用等、任実是非常に低く入つて来るわけござい

ざいますから、昇給等を見込みません
で、大体四月、五月の計算は一応一月
の現在において実績は賄える、こうい
うことで計算をいたしておりますので
で、その間の多少の数字のズレができ
るものと考えるのであります。

○矢嶋三義君 ということはこういう
ことなんです、予算委員会に出した
ところの二十八年度の推定現給という
ものは年間を通したものである、従つ
て一年間に昇給三〇程度ですか、そ
ういうものが入った場合をここに出して
ある。従つてこのたび予算化するに当
つては、当面四月、五月だけを目標に
したから、若干違つておる、従つて今
後六月以降の本予算を組む場合には、
このたびとれたところの小学校が一
万三千三百三十六円、中学校が一萬三千
九百六十円が単価となるのでなくて、
これに昇給財源というものを入れたも
のが、六月以降の本予算を組む場合の
単価となる、こういうふうに了承して
よろしいのですか。

○政府委員(田中義男君) そういうこ
とに相成るのでございます。
○矢嶋三義君 主計局の次長如何です
か。

○説明員(正示啓次郎君) お答え申上
げます。単価の違いにつきましては、
私もその通りかと考えます。六月以降
これはもとより法律が有効に存置され
るときには、これによつて組むのが当
然でございます。その際に一定の昇給
財源を見ることが当然かと心得てお
ります。

○矢嶋三義君 これで質問を終わります
が、若干最後に希望を申上げておきま
す。先ほど私質問の段階に申上げまし
たように、全国教育委員会協議会が二

十八年一月現在において現員現給の実
態調査をしたものが千二百四十四億三
千万円と出ておるわけでありまして。と
ころが先ほどの文部当局の答弁により
ますと、二十九年度年間給与費の財政
規模というものが千六百六十六億だ、こ
ういうことでございまして。そうなりま
すと、約八十億の差があるわけござ
います。で私予算委員会に提示された
都道府県別の定額表というものは、ど
ういうふうに集計されたのか、これ
に若干問題があるのじやないかと思
いますので、早急に正しい実態調査を
して頂くと同時に、大蔵当局並びに文部
当局に強く要望しておきます点は、と
もかくも法律第三三三三の施行に当
つては、この法律というものは数カ年か
かつてでき上つた法律で、審議の過程
においても随分と論議があり、審議を
尽してできた法律でございます。更に
は参議院の練風会が中心となりまし
て、日本の地方財政、福利、教育財政
のあり方等、総合的に勘案して修正さ
れてでき上つた法律でございます。従
つてこの法律をそのままの立法精神
を曲げることなく施行するところの義
務が政府当局にはあると私は思います
ので、この点特に施行を前にして強く
要望いたしまして私のこの点に關する
質問を終わりたいと思ひます。それに對
しての答弁を文部大臣並びに主計局次
長から聞きたいと思ひます。

○国務大臣(岡野清助君) 御趣旨に副
うようにいたしたいと存じます。
○説明員(正示啓次郎君) 大臣からお
答への通りでございます。
○委員(若木勝蔵君) ちよつと速記
をとめて下さい。

○委員(若木勝蔵君) 速記を開始し
て下さい。
国立学校設置法の一部を改正する法
律案に対する質疑に入ります。質疑の
あるかたからお願ひいたします。
○堀越義郎君 事務的のことを聞きた
うが、第三三三の二項で「前項の国
立大学の大学院に置く研究科の名称及
び課程は、政令で定める。その政令で
定められる研究科の各大学における名
称は、わかつておりましたら一つこれ
はプリントで頂いても結構です。それ
からその研究科に収容されるという学
生の定員というものがあつたのかない
のか。

○政府委員(福田清助君) 前段につ
きましてはすでに御配付申上げまし
た。資料についてちよつと御説明申上
げます。それから後段につきましては、
学生定員は総計三千名でございます。
○堀越義郎君 三千名という定員を定
められる御趣旨はどこにありますか。
○政府委員(福田清助君) これには最
初大学基準協会において大学相互相
研究いたしました大学基準というも
のがございまして。そのうちに大学院に
ついての基準がございまして、その基
準をもとにいたしました大学設置審議
会が審査の基準を立てたのでありま
す。その審査の基準に人文社会系と自
然科学系とはそれ／＼違ひますけれど
も、例えば教授一人当り学生二名持
つというふうな基準がございまして。そ
れから勘定いたしました各研究科の専
攻別に集計いたしますと、大よそそ
こに学生の定員というものが計算せら
れる次第でございます。

○堀越義郎君 それは基準であつて、
設備とかそういう問題とは関連してな
いのですか。例えば施設が狭隘である
とか、そういう問題じやないに……。
○政府委員(福田清助君) 勿論具体的
に施設等も見なければなりません。け
れども、国立学校全体を通じて見まし
た場合には、施設が支障になつて定員
の制約を考へるというふうな事態はな
かつたのであります。

○堀越義郎君 それでは前段のプリ
ントについて……。
○政府委員(福田清助君) 只今御配付
申上げますプリントは、大体国立学
校の研究科と専攻課程をお示ししたプ
リントでございます。で政令に掲げま
すのは、そのプリントのうちの研究
科とあります名称及びその次に専攻
とあります名称、これを掲げる予定
でございます。

○矢嶋三義君 現在議題になつてお
ります国立学校設置法の一部を改正す
る法律案、これとも関連がございま
すのでお伺ひいたしますが、先般の国会
に政府から提出されました国立学校設
置法の一部を改正する法律案、これは
遂に解散のために廃案となつてしま
つたわけでございますが、非常にこの法
律案の提案の時期が遅れたと思ひので
す。これはもう少し政府から国会に提
出するのが早くできておれば、解散前
にこれは成立し得たのではないかと、勿
論予算が流れると施行には困りますけ
れども、どうしてあんなに法律案の提
出が遅れるか、一応私聞ひておきたい
と思ひます。

○政府委員(福田清助君) ちよつとそ
の前にさつきの堀越委員の御質疑に對
するお答えを訂正いたします。政令に
掲げますのは最初はこの研究科の名称
でございます。それからその次に課程

と申します部分は、博士か、修士かと
いう部分でございます。この専攻とい
う点におきましては、只今のところ政
令に掲げる予定を持つておりません。
第二に只今の矢嶋委員の御質問で
ございまして、この法律を提出いたし
ましたが二月の二十三日でございます
。で爾来一月足らずでございます。
或いは御意見によつて二月二十三日が
決つても早くないのだという御意見も成
立つかも知れません。ただ国の予算が
きまりましたのが一月の十五、六日
ございまして、それ以後法文化いたし
ますことについて、大蔵省或いは法制
局、行政管理庁その他いろいろ折衝
を重ねまして二月二十三日に至つたわ
けであつて、文部省提出法案から申
しますれば、一番初めに申したわけであ
ります。こういう時期になりましたの
は、今年と昨年はいろいろ情勢で予
算の決定が年を越してきまつたわけ
でございます。そういう次第で急ぎまし
たが、この二月の下旬に及びました点
は遺憾に存じております。

○矢嶋三義君 やや具体的にお伺ひ
いたしますが、先般出された法律案では
学部の分離独立と新設の部分、それか
ら五つの短期大学の新設等々が含まれ
ておつたのですが、すでに生徒募集を
やつておるのじやございせんか、そ
れとの関連は如何でございますか、そ
の点伺ひたい。

○政府委員(福田清助君) 毎年のこと
でございますが、予算が成立し、それ
から法律が確定いたしましたから生徒
募集、編入の手続をいたすわけござ
います。
○矢嶋三義君 それでは学部の分離独
立と新設並びに新たに短期大学を設

立と新設並びに新たに短期大学を設

置

置

置

する、この法律案が潰れても第一線には何ら支障が起つていない、こういうように了承してよろしいですか。

○政府委員(稲田清助君) この学部につきましてはいろいろな成立ちがあるわけでございます。一学部を二学部に分離する大学につきましては、分離前の学部としてこれは募集いたしました。年間将来分離すれば分離できると思っています。それから富山の経済学部のように、現在経済学科でありますものを学部にしたします分につきましては、経済学科として学生をとつており

○矢嶋三義君 と申しますのは、次の
よりに了承してよろしいですか。公立

を国立に移管するとか、或いは学部を分離とか或いは独立、更には短期大学の新設ということを企図したが、解散のためにお流れになった、併しながら更に衆議院が構成された後において開かれるであろう国会において措置されて、昭和二十八年度の年間中には先般の国会で出された法律案の内容が實際は生れるように文部事務当局としては努力しておるつもりもあるし、又その方途もある、こういふふうに考えている、こういふふうに了承してよろしいですか。

○政府委員(稲田清助君) 事務当局の考えとしては、折角あすこまでできましたことでありますから、成るべく速かな機会を捉えて実現さししたいと思つております。又解散後の新しい国会において新しい予算を組み、法律化した場合に、この前の方針通りそれが実現した場合にも、先ほどお答え申上げましたような措置をとつておけば別に支障はないのじやないかという見通しをいたしておるわけでございませう。

○矢嶋三義君 岡野文部大臣の御見解を承わりたい。

○国務大臣(岡野清彦君) 私どもは暫
定予算を出さなければならぬような
情勢になつておるのでございまして、
無論内閣も新らしくかわるものでもあ
りますから、その新しい内閣を義務
付けるような意思表示は只今できない
と、こう考えます。

○矢嶋三義君 只今の大臣の意見は非常に立派なお答えだと思ひます。

次にそれでは法律案の内容についてお伺いいたしますが、学年進行に當つて大学院の設置が当面の問題となつ

て、ここに緊急案件として緊急集金に
提案されておるわけでございますが、
この案を見ますと、いと、大学院は曾
つての帝國大學、いわゆる総合大學に
限られておるわけです。勿論一部神戸
大學とか或いは一橋大學、広島大學と
いうものを含んでおりますけれども、
おおむねそうですね。そうなりますと
私はお伺いしたいのでございます。

は現在の、例えに千葉大学でもつたならば、曾つての千葉医科大学の後身である医学部だけにはその一個の研究科を置くところの大学院は置ける、そうしてそこにドクター・コースを置いて、博士の學位を授与することができ、こういふ途が私は開けておると思ふのであります、大学院の設置方針について承わりたいと思います。

○政府委員(福田清助君) 差当り第一着手として大学院を置きましたのは、現在旧制度によりまする大学の上に置けられました大学院或いは研究科が、学位授与を認可せられておる学部に関連のありまする新制大学の学部を基礎として考慮いたしたわけでございませう。この考えから申しますれば、旧制の医科大学を基礎といたしておりまする新制の医学部は、学年進行が二年通れております。昭和三十年に至つて初めて卒業生を出すことでありまするか。

ら、三十年に至つて御指摘になりました。たような旧制の医科大学に關連のありまする医学部には大学院が置かれると云ふことになるだらうと考へております。

○矢崎三義君 大臣がお歸りになる前に一言だけ伺ひしておきたいと思ひますが、十二の大學のみに大学院を置くという法律案を提案することとは、やはり一つの文教政策の政策的なものが入つておるといふことにはならないのでしょうか、即ち日本の現在の

国立の七十二大学をどういふふうに変
成するか、従つて大学院をどういふ
うなところに置くかという、そういう
一つの大学に対するところの政策のし
からやはり十二大学だけに大学院を
置くかということが出て来るのではな

いう政策的なものを盛り込んだ案件を緊急集会でやることには、若干の疑義があるのでないかと思いますが、その点如何でしょうか。

○國務大臣(岡野清濤君) 大学院は御承知の通りに學問の非常に進んだところを研究させるところでございます。先づ第一に十分なる設備とか施設というものが揃つておることが一番の、第一の要件と思います。そういう意味におきましては今國立の大學が一番適しております。將來のことにつきましては先ほど局長からも申上げました通り、いろいろ考えがございましょう。

併しこれは内容の充実と又いろいろな施設も含めまして、そうしてその出な結果、必要あるときにこれを又指定して行くという方向に進んで行くだろうと思います。併し又この前の国会で出しました通りの案を抜出してそろしてやつたわけでございますから、暫

定措置と御承知を願いたいと思ひます
○矢嶋三義君 今朝の新聞を見ましても、大学院の設置に當つて大學設置審議會が人事に介入するらしいということとは新聞記事に出てゐるわけですが、大學設置審議會の任務というものは、義務というものはどういふ点にあるのか、果して新聞に伝えられるように大学院の人事について介入することがごとき態度をとられてゐるのかどうか、その点伺いたいと思ひます。
○政府委員(稲田清助君) 学校教育法の第四條と第六十條によりまして、私立の大学院を設立する場合におきましては文部大臣が認可いたします。文部大臣が認可いたします場合には、大學設置審議會に諮問するわけでごさう

います。国立につきましてはこの二つの条文が直ちに適用はいたしませんけれども、やはり大学院設置という点について、慎重と公平という見地に於いて、文部大臣は大学設置審議会の意見を聞いております。それらのことから大学院設置につきましては大学設置審議会が大学院の基礎となります。教授組織或いは設備その他について審査をされるわけでございます。教授組織を審査いたしますというところは、その教授の組織によつて一つの研究科なり一つの研究の課程が成立つかどうかという点を審査するために教授の状況を調査するわけでございます。従いまして目的がそこにあるわけであつて、その当該教授が大学院に關与してはならないといふことをそこではつきりさせることを目的としてないのでございませう。従いまして或る大学が一つの教授組織を持つて或る研究科の課程を考えました場合に、大学設置審議会がその組織では修士課程を認めにくいとか、或いは博士課程が認めにくいという意見があつた場合、その大学としてはそれではやめられるか、或いは更に別の教授を加えて教授力を増強するか、或いはその課程の立て方を立て換へるか、それらのことを大学設置審議会と相談してやつて来て頂いてゐるわけでございませう。いづれにいたしましても、そういう審査の際に大学設置審議会の意見と大学側の意見と相談付くでやつております。決して大學側に対して大学設置審議会が人事に關与するといふような趣旨でもなく、事実もないことだと考えております。

○矢嶋三義君 教授の資格判定をやるわけですか。

○政府委員(福田清助君) 教授の資格判定はいたしません。どういふ教授組織で研究科の構成が考えられてゐるかというところは調査いたします。

○矢嶋三義君 大学設置審議会では大学院を置くのは適当でないといふような結論を出す場合には、教授の資格審査みたいなことをやつて、あの教授陣容が駄目だからといふことで、結論を出されるのじやないでしようか。

○政府委員(福田清助君) お言葉の通りに資格判定はいたさないで申し上げました。教授の資格その他についての調査はいたしません。

○矢嶋三義君 調査をして、その調査に基いて設置審議会が実質上の資格判定をやつて、そして結論を出すようなことをやつてゐるのじやないですか。

○政府委員(福田清助君) この教授が研究科に關していいか悪いとか、或いはこの教授を排除すべきというふうな結論は勿論出さないでございませう。これらの教授群では研究が成立たないといふ審査の結果を出す場合はあり得ると思ひます。その場合にも十分大学と相談して教授別に他のかたを加へるか、或いは研究科の構想を他に變更すればこれだけのかたでいいとか、そういうふうな御相談をいたすわけでございませう。

○矢嶋三義君 それでは伺ひますが、その資格判定はどこでやるか。更に大學院の人事の取扱は法的にはどこを根據として、どういふ機關でやられるか、その点伺ひます。

○政府委員(福田清助君) 教授組織の審査は大学院設置審議会がされるわけでありませう。答申に際して個々の大学から申請せられました書類に基き、又或いは實地に行かれました、十分に大學當局の意向、計画等を聞きまして審査をせられるわけでございませう。それからその個々の大学はそれでは申請書に掲げてあるような教授組織をどうしてきめて申請するかと言へば、これは恐らく個々の大学の教授会なり評議会の御相談を経て、そうして申請書というものをお作りになるだらうと思ひます。

○矢嶋三義君 次にお伺ひいたしますが、大學院の定員についてお伺ひいたしたいのですが、先ほどあなたのお答弁によりますと、取りあへず十二の大學に大學院を置く、いづれ將來大學院

は拡大されるであらう、こういう意味の答弁をされましたが、七十二の国立大學中、大學院を持たない大學といふものは一つもないように、すべての大學に大學院を設けようという方向に進んでおられるのか、それとも天野さんが文部大臣当時とき、発言されておりましたが、大學院は特殊の大學にのみ設ける、その代りに大學院の定員というものを非常に多くして地方の大學、全部で七十二の大學の學生が充實された大學院において研究ができるようにしたい、こういうことをとき、天野さんが文部大臣のとき発言されておりました、いづれの方をどうとらうとしておるのか、この点伺ひます。

○政府委員(福田清助君) まあ非常に先のことまで考えまして理想的にまあ物事を考えますと、なか／＼見通しもつきにくいのでございませうけれども、現在においてもともすると七十二の大學、或いは十二万人の大學卒業生が多過ぎるといふようなことをまあよく論ぜられるような時期におきましては、差当りすべての大學はこの大學院コースで行くといふようなことは直ちに實現し兼ねるのではないかと思ひます。そこで先ず私どももいたしましては現在十二の大學が基盤も内容も充實しておりますから、先ずこれを設置することから始めまして、他の大學につきましては大學院設置に先立つてそれぞれの學部を充實することに差当り努めて参りたい。學部が充實いたしました時に、全國の配置なり各專門課程の種別なりを考へて、又第二の段階の大學院の増設ということも將來はあり得ると思つております。それまで第一着手として、この十二に

限つて大學院を置きました場合には門戸を開放いたしまして、他の大學卒業生でも実力があればこれらの大學院に入り得ることにいたしたいと思ひます。又大學院以外の専攻科という規定もございませうので、そうした向きをとりましますものにつきましては専攻科を各大學に充實して参りたいと考えております。

○矢嶋三義君 若干関連があるから発言を許して頂きたいと思ひますが、やはり只今の局長の答弁を聞いておりますといふと、とき／＼そんな考えが出来ますように、或いは一、二度どなたかが答弁されたと思ひますが、日本を三種類に一つ性格付けをし、學問を主体にするものと、教員養成を主とするものと、三種類に性格付けをし、こういうことがやはり私は嚴重があると思ふ。そうだとすれば私はこの學校教育法の第五章大學の第五十二條の「大學は、學術の中心として、一云々」といふ學校教育法の第五十二條を私は改正しなければならぬのじやないかと思ふ。それから只今大學院の設置が問題になつてゐるわけですが、第六十五條に大學院の定員付けをしてありますが、私は局長の答弁を聞いておりますといふと、今申し上げたやうな感じを持つてゐますが、更に専攻科の言葉が出ておりましたが、第五十七條に謳われておるところの専攻科、別科といふものは殆んど私は活かされてないと思ひますが、それらの点について答弁をして頂きたい。

○政府委員(福田清助君) 第一段の問題でございませうが、學校教育法第五十二條に書いてございませうが、大學は

七

高等教育の機関でありますと同時に、學術の研究機関である。これはもうすべての大学に通じた問題だと思つております。国立の七十二の大学がすべてがこの二つの性格を持つておることは、これは否めない事実でございます。併しながらそのうちに特に或る大学がこの學問研究という点に非常に重点を置くということは、これはあり得

ることだと思ひます。と申しますのは、旧制の大学でございますれば必ず大学には大学院を置いたものでござい
ます。ところが新らしい学校教育法の
大学にある大学院は任意設置になつて
おります。ということとは、まあいろ
ろな考え方があると思ひますけれど
も、高等学校以上のあらゆる高等教
育機関、従来の専門学校、師範学校或
いは大学というものをすべて大学とい
はしました以上、それを全部画一に一つ
の性格といたしますれば、これはやは
り高等教育の目的、社会の要請とい
うような点から見て余りに画一じや
ないか、そこでこの五十二條の性格
はすべて持ちながらそこに又輕重の
置き方はあるんじやないか、又同じ
学部につきましてもそれが特色をな
して行つて、そうして七十二の大学
は別に置いたんじやないか、高等教
育機関として非常にバラエティがあ
るんだということも必要じやないか
と思ふのです。併しながら私ども
いたしましては長い先を見通しまし
て學術研究という点について更に
充實を期しますから、先ず学部を充
實し、その実力のできました場合に
更にこの研究科の課程を設けるとい
うことは漸次擴大し得ることと考
へております。それから第二の專
攻科の点につきましては、今年初

めて學生が出ることであり、まあすべての大學に専攻科の予算も賦与したたかつたのでございます。先般御審議願つて成立しなかつた予算におきましても一部は計上いたしましたが、全部まだ計上するに至つておりません。これは将来機会がございますれば漸次各大學に普及したいと思つております。

○矢嶋三義君 丁度大臣がお歸りになつて残念なんですが、大学學術局長として答弁を私は求めますが、大学に非常に大切な研究費、こういう方面を見ましてもこういう大学院を設けるような大学は講座研究費が行つておる。それは他の一般の新制大学は教員研究費という名目で研究費が行つて、名目が違ふだけでなくして研究費に差を付けてある、更に施設費の配分についても相當の差を付けてある。こういうことになりますと、新制大学に入つた学生さん達は、その大学におまけに大学院もできなないということになりますと非常に浮浪孤児になつて来るわけですね。こういう点は私は日本の大学をどういふふうに編成して行くかという立場から私は相當重要なことだと思ふのです。特に先般來予算審議のときも問題になりましたが、大学の施設、設備の緊急性というものはつとに叫ばれているわけですから。何か今度の暫定予算については昨年の実績の四分の一程度しか予算算化しないというようなことを聞いていては、この点については、どういふ点非常には私に割切れない、

い、計画性のない行き当たりばつたり的な感じがして非常にひそかに心配しているものなのですが、あなたは文部省で多年そちらのほうをやられておりますし、直接専門家であるし責任者でもあるわけですが、どういふふうに考えておられるのか、若干関連があるので、この際伺つておきたいと思います。

○政府委員(稲田清助君) 只今の御質

問のうちに、は非常に多方面のことを包含されておりますので、或いはお答えを落すかも知れません。第一に大学の間に講座研究費の差等があるという点についての御質疑でございます。これは大学院を置くような大学におきましては研究生もございまして、大体講座に關連いたします研究費を使いますことが他の大学より實際において非常に多いのでございます。自然その必要を満たすという点から見れば、これをまあ充足せざるを得ない。こういう大学院を置かない大学につきましては教授定員の關係から申しまして、従来の旧制大学の想定いたしました学部とは講座の構成が非常に違つております。そういうようなこと及び又学部教育の方針というような点から見ても、従いまして教室中心になつております。従いましてそういう実態を見て講座研究費を積算し配付いたすわけでございますから、自然違つて参るのでございます。ただ將來の問題といたしまして、新設の学部におきましても、更に教授定員を充足いたしましたしましてまあ教室の陣容を整へることによつてその講座研究費の積算の基礎になる人員も増加し得ることと思つております。それから次に講座研究費の単価の問題でございます。これは昨年度の予算においてかなり飛躍的

予算におきましては講座研究費をめぐる周囲の経費、例えば学生経費であるとか或いは図書費であるとか、或いは旅費とかそういうものを増額いたしましたわけでございます。明年度要求いたしましたとして実現に至らなかつた講座研究費は昨年の暫定予算の十五%増ということによって要求いたしましたわけでござい

す。決して十分ではないと思ふのでございしますが、私どもとしては、こうして講座研究費を増し、同時に科学研究費を増しというようなことによつてこの研究の充実に因つて参りたいと思つております。

○矢嶋三義君　これで終りますが、不信任された内閣の大臣に将来の方針を聞いてもしょうがないのですが、あなた是如何なる内閣ができるかと恐らく局長としておられるであろうから、(笑聲)私は新たにできた内閣の大臣にあなたが善処するために私は要望しておくのですが、ともかく私は今ある大學、これを国庫は臨時費か何か出して、早急に充実にやらなん。それから大学院も七十有余の大學を作つたあの轍を踏むことなく、本当に充実した大學院を先ず作つて漸次拡げろという方針で行かなければ再び私は過ちをやつて、日本の學術の振興に支障を來すのじやないかと思ふのです。大學の施設についても戦災で総坪数の二七％戦災を受けた。ところが現在においてその復旧率は僅かに五八％というわけですね。だから先ずそういうものを復旧して、これにはどんな内閣ができるかも知れませんが、ともかく臨時費くらい、臨時に一年か二年で何百億という金を打出してやらない限りは、五十

三億要求して二十億取れた、やれ昨年
は十三億でとどまつたと、今度暫定を
組むに當つては昨年の実績の四分の一
にとどめようとか、或いは三分の一に
とどめようとかという、そういう彌縫
策ではとても日本の大学は充実しない
と思う。大学が充実しなければ大学院
というものも充実されるわけがないか
ら、どんな大臣が生れるかわかりませ
ん。

んが局長責任があるから、私は大目
教育をここで要望しておきます。それ
に對するあなたの決意もあとでここで
伺います。

もう一つ最後に伺いたいのは、流れ
たところの予算案には、この教員養成
について予算が配分されていたわけだ
す。具体的に申しますと、例えば體
操とか、音楽とかの技能教員が非常
に不足しているの、山形、鹿嶋島大
学等五つの大学に特別教科教員養成講
座施設費として六百万円が予算化さ
れておつたわけですね。衆議院は通過した
のですが、御承知のようにこの予算は
流れたわけですが、この教員養成とい
うのは、私は相當緊急性があると思
うのです。それを養成するに當つては、
この四月から入らなければ工合が悪い
わけですね。これはこのたびの暫定予
算を編成するに當つては、どうなつて
いるのか、それを承わつておきたい。

○政府委員(稲田清助君) 前段の点に
つきましては、理想と現実がそれに及
ばない点について非常に焦慮をいたし
ておりますことは、只今の御見解と同
様でございます。私どもは私どもの
分においてこの上とも努力いたしたい
と思つております。

それから後段の問題につきまして
は、これは新しく学部、学科を設置

することでありませんので、学生経費のほうを増して暫定予算にお願いしたいと思っております。そういうことで生徒をとつておりまして、若し又幸いに従前の計画通りできまればその課程に編入させたいと考えております。

○矢嶋三義君 それではこの五つの大学の生徒募集は進行しているわけですね。

○政府委員(稲田清助君) 募集はまだ暫定予算が確定いたしませんと進行いたしませんけれども、募集いたしたいと考えております。

○堀越儀郎君 稲田局長にお伺いいたします。大学院の生徒の定員の問題についてお聞きすれば、教授一人当り二名程度の生徒は指導できるだろうというところが主であつて、施設とか、そういう点は第二、第三になつて余り支障を来たしておらないようなお話のようでありまして、私の考えますのでは、新制大学というものは、前の大学と比べて非常に学力が低下しているといふこと、これは事実一般に認められていふます。そして又広く文化の水準を上げることから国立大学が七十二で多くなることは、これは結構だと思ひます。併し学問の進展を究め、専門的の学問をしようとする生徒があるならば、教授一人当り二人というやうな標準でなしに、学力試験の結果、それなら三人でもこの学生の学力ならば持ち得るという見極めがつけば増すものかどうか。私は増したほうがいいという考えを持つていふのです。局長はどうお考えになつていふますか。この基準はどうしても置かなければならないという考えで定員をおきめになつておられるのかどうか。

○政府委員(稲田清助君) これは充足の初めでございまして、果してどのぐら希望があり、又どのぐら実力のある者がそれ／＼のコースに来るかというこの予測がつかないもので、まあおおよその基準で定員をきめ構想を練つておるわけでございまして。今後実際にいいてお話のように非常に優秀な者がまあ或る大学のコースを希望する場合にいろいろ希望についてそれだけの受入の実力があるといふたしますれば、最初の年次に考えました定員等は将来これは変更して参る、若し又設備その他がそれに応じない場合にありましてはこれを増強いたさなければならぬといふ考えております。

○委員長(若木勝蔵君) それでは本日の委員会はこれで散会いたします。午後三時三十七分散会

三月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

(大学院を置く大学)

第三条の二 左に掲げる国立大学に、大学院を置く。

北海道大学
東北大学

2 前項の国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程は、政令で定める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

国立大学の名称	大学院に置かれる職員の定員
東京大学	二、四九四人
東京教育大学	七〇四人
東京工業大学	一五六人
一橋大学	一〇七人
室蘭工業大学	一四六人
小樽商科大学	八九四人
帯広畜産大学	五七八人
弘前大学	三、八四六人
岩手大学	四七八人
東北大学	六〇五人
秋田大学	四一八人
山形大学	六九三人
福島大学	四四一人
茨城大学	九六三人
宇都宮大学	三四二人
群馬大学	
埼玉大学	

千葉大学	一、五二一人
東京大学	五、六八五人
東京医科大学	一、〇四七人
東京外国語大学	一一八人
東京学芸大学	九〇四人
東京農工大学	二九八人
東京芸術大学	二八八人
東京教育大学	一、一三七人
東京工業大学	九六〇人
お茶の水女子大学	三二二人
電気通信大学	一四五人
一橋大学	三二四人
東京水産大学	二九六人
横浜国立大学	六二三人
新潟大学	一、四五一一人
富山大学	四七六人
金沢大学	一、五九四人
福井大学	三六〇人
山梨大学	三九五八
信州大学	一、三二三人
岐阜大学	五四六八
静岡大学	二四〇人
名古屋大学	七七六八
愛知学芸大学	一、九八一人
名古屋工業大学	五五九八
名古屋大学	二五三八

三重大学	四五一八
滋賀大学	二九五八
京都大学	三、三〇二人
京都学芸大学	三一九八
京都工芸繊維大学	三三八八
大阪大学	二、六二七人
大阪外国語大学	一〇一人
大阪学芸大学	六四八八
神戸大学	九九五八
神戸商船大学	一〇一人
奈良学芸大学	二五一八
奈良女子大学	二二二一人
和歌山大学	三〇八八
鳥取大学	八五一八
島根大学	三三六八
岡山大学	一、三八一人
広島大学	一、三三九八
山口大学	六八二八
徳島大学	九二三八
香川大学	三五七八
愛媛大学	五三三八
高知大学	三六五八
福岡学芸大学	四七六八
九州大学	二、八一三八
九州工業大学	二二七八
佐賀大学	三一四八

長崎大学	一、一四三人
熊本大学	一、三八三人
大分大学	三、四四人
宮崎大学	四、六六人
鹿児島大学	八、〇〇人

附 則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表文部省の項の定員の欄中「六二、六二一人」を「六三、一四八人」に、「六三、〇七一人」を「六三、五九八人」に、同表同項の備考の欄中「六一、〇二人」を「六一、五四八人」に、同表合計の項の定員の欄中「六八九、〇五四人」を「六八九、五八一人」に改める。